

「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定にあたり、新たに盛り込むべき政策事項等について

一般社団法人日本音楽出版社協会

2013年3月19日提出

《全文》

私的録音録画補償金制度について：（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」双方に向けた意見です。）

著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定しています。

しかし、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに超えていることは、われわれの日常を見ても明らかです。CDをCDプレイヤーで聴くことはむしろ少ないのではないのでしょうか。とりあえずパソコンに取り込むところから始めるのが普通になっているのではないのでしょうか。テレビ番組にしても放送時間以外の時間に見ることが少なくないでしょう。現在、私的録音録画は著作物の有力な利用形態になっているとさえいえる状況にあります。有力な利用形態となった私的録音録画は、著作物を享受するために不可欠の存在となっています。

この状況を、「公正な利用」を逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害しているとすることも可能です。しかし、私的複製が「有力な利用形態」とみなされ、また、クラウドコンピューティングにおける私的使用が取りざたされる今日、私的録音録画を例外的な存在として考えることはもはや不可能と思われまます。

すでに、私的複製の手段（機器、記録媒体）のほとんどが私的録音録画補償金制度の対象外となり、私的録音録画補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。権利者はこの中で権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置の恩恵を受けることなく、長らく放置されてきました。

補償金制度の抜本的見直しが必要であることは間違いありません。しかし、解決への議論検討が長期にわたるということは、「公正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作者等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるということです。抜本的見直しは、結果として著作権者の犠牲の上に行われるのでは納得できません。

速やかに、可能であれば経過的措置も含め、私的録音録画補償金は権利を制限

する代償としての経済的対価、補償措置であるとの認識に立ち、私的録音録画が現在置かれている位置を斟酌し、権利者にとってもユーザーにとっても、また機器等の製造業者にとっても実りある改革へ向けて検討を開始すべきです。

著作権等存続期間の国際水準化：（「知的財産推進計画 2013」に向けた意見です。）

著作権及び著作隣接権の存続期間 70 年は、EU、アメリカはじめ多くの国で実現しており、主要国で 50 年にとどまっているのはわが国のほかカナダ、中国だけとっていい状況になりました。世界第 2 位の音楽市場を有するわが国で、欧米では当然保護されている著作物が無償で使用されているという事実は、日本が使用料を払わずに著作物を使用する、いわば不法行為を認める国という評価を生みかねません。また、50 年の保護期間を超えた我が国の著作物がこれら主要国で、保護されないということにもなります。知財立国を推進しようとしている時、その知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置するということは、国家戦略の放棄にも等しいものです。著作権及び著作隣接権の国際水準への延長を早急に進める必要があります。

ネット上の違法行為対策の推進：（「知的財産推進計画 2013」に向けた意見です。）

2013 年 10 月に違法ダウンロード罰則化が成り、施行されましたが、ネットワーク社会が進展していく中で違法行為自体は今後も増加していくことが予想されます。また、社会における重要性が増大するとともに、不法行為によってもたらされる影響は幾何級数的に拡大、深刻化していくことも予想されます。コンテンツ流通においても、ネットワークの果たす役割はますます広がっていくことが考えられます。年少者から高齢者に至るまで教育という観点からの施策も含め、省庁を横断した総合的な対策が必要です。

《要旨》

私的録音録画補償金制度について：私的複製が「有力な利用形態」とみなされ、また、クラウドコンピューティングにおける私的使用が取り沙汰される今日、私的録音録画を例外的な存在として考えることは不可能です。速やかに、私的録音録画補償金は、権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置であるとの認識に立ち、私的録音録画が現在置かれている位置を斟酌し、権利者にとってもユーザーにとっても、また機器等の製造業者にとっても実りある改革が必要です。

以上